

令和5年度決算に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

令和6年10月

大阪府監査委員

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和5年度一般会計、特別会計決算及び各公営企業会計の決算に基づき、健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)及び資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類(算定様式)を対象に審査した。

2 審査の手続

この健全化判断比率等審査は、知事から提出された健全化判断比率、資金不足比率の算定書及びその根拠資料に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に準拠して、健全化判断比率及び資金不足比率が正確に算定されているかを主眼として、決算諸表その他の帳簿及び根拠資料との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

第2 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、上述の手続を実施した限りにおいて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等の関連法令に準拠し、正確に算定されているものと認めた。

【参考】

健全化判断比率(令和5年度)		前年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	-	3.75%
連結実質赤字比率	-	-	8.75%
実質公債費比率	10.7%	11.5%	25%
将来負担比率	118.4%	123.3%	400%

(注)「-」は実質赤字または連結実質赤字が生じていないことを示す。

【参考】

資金不足比率(令和5年度)		前年度	経営健全化基準
大阪府中央卸売市場事業会計	-	-	20%
大阪府流域下水道事業会計	-	-	
大阪府まちづくり促進事業会計	-	-	
港湾整備事業特別会計	-	-	
箕面北部丘陵整備事業特別会計	-	-	

(注)「-」は資金不足が生じていないことを示す。

第3 各比率の状況について

1 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計等に属する特別会計を合わせた実質収支額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

会 計 名		実質収支額		
		令和5年度	令和4年度	増減額
一 般 会 計		13,292	18,235	△ 4,943
一 般 会 計 等 に 属 す る 特 別 会 計	日本万国博覧会記念公園事業特別会計	384	485	△ 102
	就農支援資金等特別会計	0	0	0
	大阪府営住宅事業特別会計	1,121	898	224
	関西国際空港関連事業特別会計	0	0	0
	不動産調達特別会計	78	78	0
	市町村施設整備資金特別会計	50	1	50
	公債管理特別会計	607	616	△ 9
	地方消費税清算特別会計	0	3,096	△ 3,096
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0	0
	中小企業振興資金特別会計	0	0	0
	沿岸漁業改善資金特別会計	0	0	0
林業改善資金特別会計	0	0	0	
合 計		15,531	23,408	△ 7,877

(注1) 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

実質収支は155億31百万円(一般会計の実質収支は132億92百万円)となり、16年連続の黒字となった。前年度に比べ、実質収支額が78億77百万円減少している。

2 連結実質赤字比率について

一般会計等と国民健康保険特別会計、公営企業会計の実質収支及び資金収支額は、次のとおりである。

(単位:百万円)

会 計 名		実質収支及び資金収支額			
		令和5年度	令和4年度	増減額	
一 般 会 計 等		15,531	23,408	△ 7,877	
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計		14,438	7,891	6,547	
公 営 企 業 会 計	法適用	大阪府中央卸売市場事業会計	2,640	2,401	239
		大阪府流域下水道事業会計	3,967	2,169	1,798
		大阪府まちづくり促進事業会計	2,531	18,494	△ 15,963
	法非適用	港湾整備事業特別会計	6,197	1,070	5,126
		箕面北部丘陵整備事業特別会計	0	0	0
合 計		45,304	55,433	△ 10,129	

(注1) 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。

(注2) 地方公営企業法の適用を受ける公営企業会計を「法適用」、同法の適用を受けない公営企業会計を「法非適用」としている。

大阪府まちづくり促進事業会計において資金収支額が 159 億 63 百万円減少する等、連結ベースの実質収支及び資金収支額は、前年度の 554 億 33 百万円から 453 億 4 百万円となり、101 億 29 百万円減少している。

大阪府まちづくり促進事業会計は、企業債償還金をはじめとする歳出の増加により、実質収支額が減少となった。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率(令和3年度から令和5年度までの単年度の実質公債費比率の平均値)は前年度(令和2年度から令和4年度までの単年度の実質公債費比率の平均値)から 0.8 ポイント改善し、10.7%となっている。令和2年度から令和5年度における単年度の実質公債費比率及び実質公債費比率の状況は次のとおりである。

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
地方債の元利償還金 A	164,397	127,257	122,129	110,916	
準元利償還金 B	253,199	268,839	280,897	282,947	
小計 A+B	417,596	396,096	403,026	393,864	
特定財源 C	27,413	29,991	30,126	29,609	
算入公債費等 D	213,645	211,753	208,772	209,795	
標準財政規模の額 E	1,598,009	1,680,869	1,661,425	1,707,056	
令和4年度実質公債費比率	11.5%				
令和5年度実質公債費比率	—	10.7%			
参考:各単年度の実質公債費比率	12.7%	10.5%	11.2%	10.3%	(注2)

(注1)四捨五入により、小計は一致しない。

(注2)単年度の実質公債費比率 = (A+B-C-D) / (E-D)

令和5年度における単年度の実質公債費比率は、前年度から 0.9 ポイント改善し、10.3%となった。これは、以下のような要因による。

地方債の元利償還金(A)と準元利償還金(B)の合計額は過去の減債基金からの借入による積立不足額の復元を計画的に実施していること等により、令和2年度より 237 億 32 百万円減少(令和2年度 4,175 億 96 百万円、令和5年度 3,938 億 64 百万円)していることから分子の額は令和2年度より 220 億 77 百万円(令和2年度 1,765 億 37 百万円、令和5年度 1,544 億 60 百万円)の減少となった。

一方、標準財政規模(E)の増加(令和2年度 1 兆 5,980 億9百万円、令和5年度1兆 7,070 億 56 百万円)などにより、分母の額は令和2年度より 1,090 億 48 百万円増加している。

以上、分子の額は減少、分母の額は増加となっていることから、令和2年度と比較して単年度の実質公債費比率は減少となった。また、3カ年平均の実質公債費比率は、令和3年度から令和5年度の単年度実質公債費比率を対象とするため、令和2年度の 12.7%が算定から外れて令和5年度の 10.3%が算定に加わったことにより、前年度と比較し、0.8 ポイント改善することとなった。

4 将来負担比率について

将来負担比率は、令和4年度の 123.3%より 4.9 ポイント改善し、118.4%となっている。将来負担比率の内訳は次のとおりである。

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和4年度	増減額	主な内訳
地方債の現在高 (一般会計等)	5,668,922	5,826,378	△157,455 (注 2)	一般会計 5,283,154 大阪府営住宅事業特別会計 297,154
債務負担行為に基 づく支出予定額	35,165	35,314	△149	公共用地先行取得事業 9,249 旧大阪市立高等学校関連事業費負担金 8,431 府立大学施設整備事業 7,224 待機宿舍 PFI 整備事業 5,407
公営企業債等繰入 見込額	121,124	123,998	△2,874 (注 3)	大阪府中央卸売市場事業 400 大阪府流域下水道事業 116,602 大阪府まちづくり促進事業 2,962 箕面北部丘陵整備事業 1,159
組合負担等見込額	5	9	△4	関西広域連合 5
退職手当負担見込額	377,141	364,969	12,173 (注 4)	一般職に属する職員 377,134
設立法人の負債額 等負担見込額	45,098	2,754	42,344 (注 5)	大阪信用保証協会 38,947 大阪府住宅供給公社 2,602 大阪府育英会 27
将来負担額 A	6,247,455	6,353,420	△105,965	
充当可能基金	1,368,458	1,320,914	47,544 (注 6)	財政調整基金 334,936 減債基金 972,495
充当可能特定歳入	296,824	325,677	△28,853 (注 7)	地方債を財源とする貸付金の償還金 49,413 公営住宅の賃貸料等 244,313
基準財政需要額 算入見込額	2,809,354	2,914,704	△105,350 (注 8)	公債費 2,673,714
充当可能財源等 B	4,474,636	4,561,294	△86,658	
分子の額(A-B)	1,772,819	1,792,126	△19,307	
標準財政規模 C	1,707,056	1,661,425	45,632	
算入公債費等の額 D	209,795	208,772	1,023	
分母の額(C-D)	1,497,261	1,452,652	44,609	
将来負担比率	118.4%	123.3%	△4.9ポイント	

- (注1) 四捨五入により、差し引き及び合計は一致しない。
- (注2) 一般会計等に係る地方債残高の減少などにより、前年度比 1,574 億 55 百万円の減少となっている。
- (注3) 箕面北部丘陵整備事業特別会計の公営企業債等繰入見込額の減少などにより、前年度比 28 億 74 百万円の減少となっている。
- (注4) 算定対象となる職員数が増加したことなどにより、前年度比 121 億 73 百万円の増加となっている。
- (注5) 大阪信用保証協会における損失補償債務等負担見込額の増加などにより、前年度比 423 億 44 百万円の増加となっている。
- (注6) 減債基金の積立による増加などにより、前年度比 475 億 44 百万円の増加となっている。
- (注7) 公営住宅の賃貸料等の歳入見込額減少などにより、前年度比 288 億 53 百万円の減少となっている。
- (注8) 公債費の減少などにより、前年度比 1,053 億 50 百万円の減少となっている。

将来負担比率が改善した主な要因は、標準財政規模の増加などにより、分母の額が前年度より 446 億 9 百万円増加していることによるものである。

また、前年度より一般会計等に係る地方債残高の減少などにより将来負担額が 1,059 億 65 百万円減少した結果、基準財政需要額算入見込額の減少などにより 866 億 58 百万円減少した充当可能財源を将来負担額から控除した分子の額が、前年度の 1 兆 7,921 億 26 百万円から 1 兆 7,728 億 19 百万円となり、193 億 7 百万円減少したことによるものである。

5 資金不足比率について

各公営企業会計とも資金不足額は生じておらず、資金剰余額の状況は次のとおりとなっている。

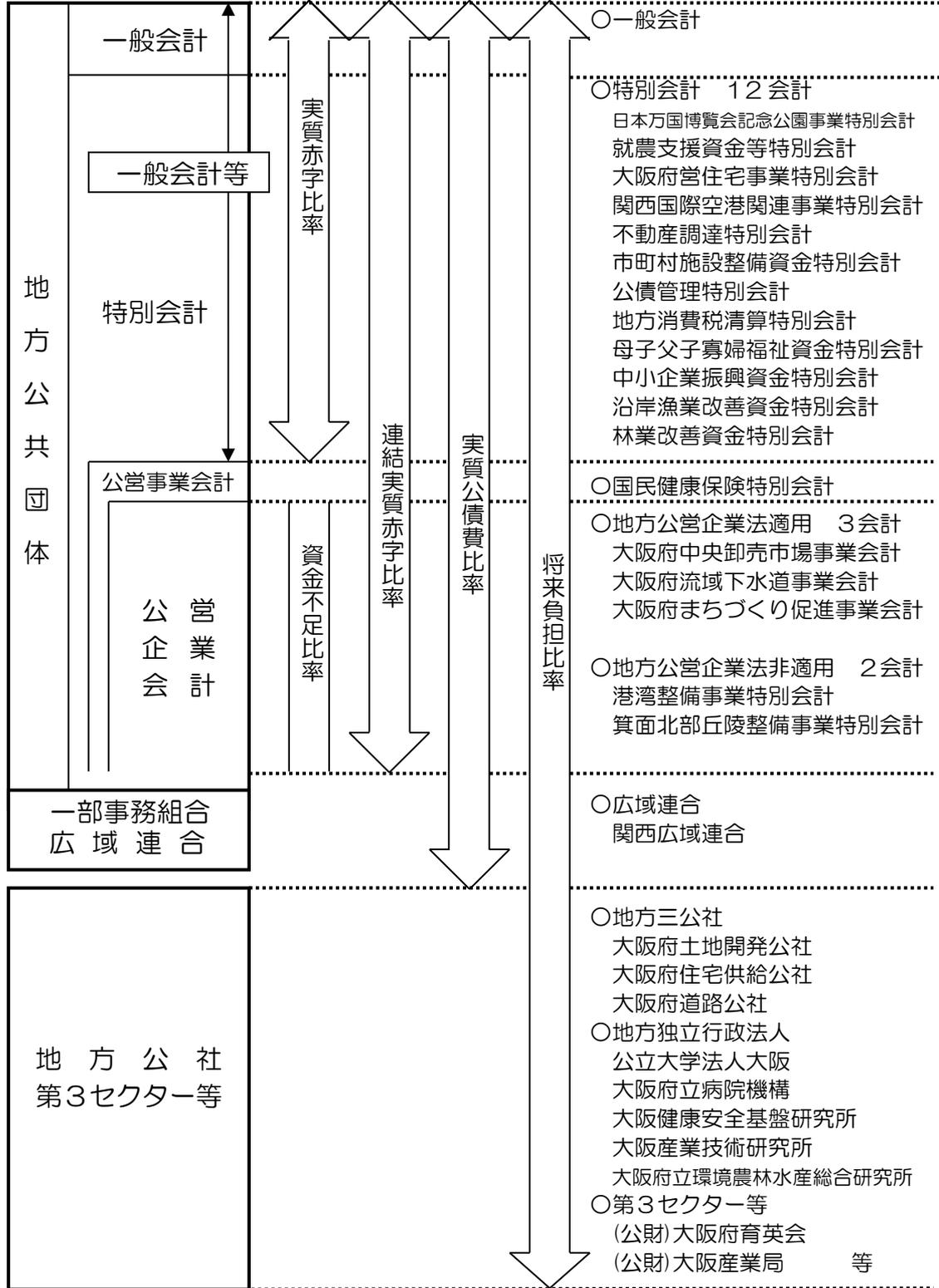
(単位:百万円)

企業会計名		資金不足額	資金不足比率	(参考) 資金剰余額
法適用	大阪府中央卸売市場事業会計	-	-	2,640
	大阪府流域下水道事業会計	-	-	3,967
	大阪府まちづくり促進事業会計	-	-	2,531
法非適用	港湾整備事業特別会計	-	-	6,197
	箕面北部丘陵整備事業特別会計	-	-	-

(注) 宅地造成事業を行う企業会計は、剰余金を生じていても企業債残高が剰余金を上回る場合には、剰余金なしとみなされる。

参考資料

1 各指標と適用会計等の範囲



※名称は令和6年3月31日時点のもの

2 健全化判断比率及び資金不足比率の算定式

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の最も主要な会計である「一般会計」等に生じている赤字の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものを、

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
実質赤字額
＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

(2) 連結実質赤字比率

公営企業を含む「地方公共団体の全会計」に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものを、

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率

地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

実質公債費比率（3か年平均）

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋算入公債費等の額）}{\text{標準財政規模－算入公債費等の額}}$$

準元利償還金：次のイからホまでの合計額

- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

特定財源

貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金
公営住宅使用料 等

算入公債費等の額

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

(4) 将来負担比率

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

将来負担比率

$$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－算入公債費等の額}}$$

将来負担見込額：次のイからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元利償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額

- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ハ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

充当可能基金額

イからハまでの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

(5) 資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもの

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額

法適用企業：（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

法非適用企業：（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるため起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

事業の規模

法適用企業：営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業：営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

3 標準財政規模の額

地方財政法に定める標準的な規模の収入の額

大阪府の標準財政規模の額

令和 3 年度 1,680,868,845 千円

令和 4 年度 1,661,424,631 千円

令和 5 年度 1,707,056,365 千円

4 早期健全化基準と財政再生基準（都道府県）

	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	3.75%	5%
連結実質赤字比率	8.75%	15%
実質公債費比率	25%	35%
将来負担比率	400%	—
資金不足比率	20%	—

（注）将来負担比率及び資金不足比率には財政再生基準はない。

5 早期健全化団体と財政再生団体

